

高鍋町地域生涯学習推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯学習の推進に取り組む団体に対して交付する高鍋町地域生涯学習推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、補助金等の交付に関する規則（昭和47年高鍋町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 町内に活動の拠点及び実態を有し、自主性に基づいた生涯学習活動の推進を図る団体
- (2) 宗教活動等又は政治活動等を目的としない団体
- (3) 暴力団（高鍋町暴力団排除条例（平成23年高鍋町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）に該当しない団体
- (4) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）を含まない団体
- (5) 暴力団関係者（条例第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）を含まない団体
- (6) 過去5か年度、当該補助金の交付を受けていない団体。ただし、2か年度補助団体であったが、災害の発生又は感染症の蔓延で事業を実施することができなかったことにより補助金を返還した団体を除く。
- (7) 社会教育法第13条の規定により、教育委員会が社会教育委員の意見を聴いて、補助金の交付が適当と認められる団体

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 特色ある自治公民館活動や生涯学習活動を通して、まちづくりを進める事業
- (2) 完全学校週5日制を推進する学校外活動に取り組む事業
- (3) 地域の環境美化、文化伝承事業、ボランティア活動等、ふるさとを誇りに思うまちづくりに貢献できる事業
- (4) その他、社会教育課が推進する事業

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施のために雇った人件費
- (2) 講師、専門家への謝礼等（補助団体構成員に対するものは除く。）
- (3) チラシ、ポスター等の作成費、消耗品費等
- (4) 会場使用料、車両・機器等の賃借料
- (5) 保険料等（火災、地震等の家屋に係るものを除く。）
- (6) その他教育長が適当と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1団体あたり年間6万円を上限とし、2か年度を限度として交付す

る。

2 第2条第6号ただし書に該当する団体の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、事業を実施することができなかったことにより返還した補助金の総額又は6万円のいずれか少ない額とし、1か年度を限度として交付する。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、規則第14条第1項ただし書きの規定を適用することができる。

(事業の実施期間)

第7条 事業の実施期間は、交付の決定を受けた日から、当該年度の3月31日までとする。

(実績報告の期間)

第8条 社会教育関係補助金交付規程(昭和38年教育委員会規程第1号)第4条第2項及び規則第13条第1項の規定による実績報告は、対象事業が完了をした日の属する年度の3月31日までにしなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月6日訓令第7号)

この訓令は、公表の日から施行する。